
衝原湖の湖面を利用した水上アクティビティ体験事業
及び神出山田自転車道シェアサイクル事業

応募要領

◎募集期間

令和7年5月21日(水)～令和7年6月13日(金)

神戸市

目次

1. 事業概要及び目的	2
2. 募集期間	2
3. 応募対象者	3
4. 事業箇所	3
5. 事業期間・事業内容	3
6. 借地料等(概算費用)	4
7. 料金設定	5
8. 現地説明会	5
9. プレゼンテーション審査	5
10. 応募提出書類	6
11. スケジュール	6
12. その他特記事項	7
13. 現地説明会申込先・書類提出先	7
14. 問い合わせ先	7

1. 事業概要及び目的

衝原湖は、山田川を堰き止めて造られた吞吐ダムの貯水池として整備された湖であり、神戸市域を始めとする東播用水地区の農業用水及び水道用水の水源として使われています。湖周辺には、国指定重要文化財の茅葺民家である「箱木千年家」や衝原湖と吞吐ダムを望む駐車場のある展望台、令和2年度に整備した「BE KOBE モニュメント」等があり、季節の良い休日には利用者が多く訪れる観光スポットとなっています。

また、湖の周囲には、神戸市の北区と西区を結び、豊かな自然と伝統文化が息づく沿線地域の魅力を感じることのできるサイクリングロード「神出山田自転車道」があり、サイクリストに親しまれている場所となっています。

さらに、令和5年度からスタートした「神戸登山プロジェクト」では、衝原湖の北東にある丹生山系の登山道や案内板の整備に加え、麓には登山者やサイクリストが気軽に一休みできるスポット「TREK KOBE つくはらキャビン」（以下、「つくはらキャビン」という）を衝原バス停近くに整備しました。

本応募においては、市事業として実施している下記2事業について、より多くの利用を促し、賑わいの創出につながる事業として運営できる民間事業者を募集するものです。

なお、本事業は、民間事業者が自らの事業として行うものです。本市から委託料はお支払いしません（ただし、後述の通り補助金の申請をすることが可能です）。

①衝原湖の湖面を利用した水上アクティビティ体験事業

衝原湖の湖面を利用した水上アクティビティ体験事業（以下、「湖面利用事業」という）については、令和5年度に参加費無料のモニターツアーを開催しました。参加者や企画運営事業者からの意見収集により利用者のニーズは確認できた一方、事業採算性や実施場所特有の課題を把握しました。

今回、募集する湖面利用事業では、モニターツアーで得られた知見に基づき、「神戸登山プロジェクト」の一環として神戸の山を舞台とした新たな魅力創出のため、丹生山系の麓にある衝原湖の湖面を利用した自然体験型の水上アクティビティ体験事業の実施を目的としています。

②神出山田自転車道シェアサイクル事業

神出山田自転車道シェアサイクル事業（以下、「シェアサイクル事業」という）は、令和元年度にリニューアルした神出山田自転車道のさらなる活用を図るために、令和2年度秋より、春及び秋の期間で実施している事業です。現在は、つくはらサイクリングターミナル（以下、「ターミナル」という）・谷上駅前・栄駅前・楽農カフェ（兵庫楽農生活センター内）の4か所を拠点とし、クロスバイク・電動自転車・サイクルトレーラーなどの各種自転車を貸し出しています。

今回、募集する事業では、都心部から近く自然に囲まれた環境を最大限に活用した、神戸市ならではのシェアサイクル事業の実施を目的としています。

2. 募集期間

募集期間： 令和7年5月21日（水）～令和7年6月13日（金）

選定期間： 同年6月下旬（予定）

※選定の時期は、審査状況により前後する場合があります。

※選定される事業者は1団体のみです。選定された後、市と事業者との間で事業に係る協定書（令和12年3月31日まで）を締結いただきます。

3. 応募対象者

次の要件をすべて満たす個人または法人（団体含む）

- （１）地域活性化のため、地域等と連携して取組を実施する意思のある者
（現在定期的に実施している兵庫県サイクリング協会等とのイベント連携含む）
- （２）神鉄沿線の活性化に寄与する事業として、神戸電鉄と広報に係る連携を行える者
- （３）事業運営に関し各種法令に基づく許可、認可、免許等を必要とする場合について、これらの許認可等を取得している者
- （４）過去の事業実績として、湖に限らず本湖面利用事業に類似する水上アクティビティ体験の事業実績のある者

※以下に該当する場合は対象外です。

- ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下、「法」という。）第２条第２号に規定する暴力団
- ・法第２条第６号に規定する暴力団員
- ・上記に該当する暴力団または暴力団員と密接な関係のある個人または法人
- ・上記の他、市長が適当でないと認める者

4. 事業箇所

（１）湖面利用事業

- ・対象範囲：衝原湖（神戸市北区山田町衝原）
※別紙①衝原湖位置図に赤囲みで明示する範囲内
- ・拠点：ア）ターミナル
イ）つくはらキャビン

（２）シェアサイクル事業

- ・対象区間：神出山田自転車道及び走行推奨ルート
（神戸市北区山田町谷上東町～神戸市西区神出町）
※別紙②神出山田自転車道ルートマップ参照
- ・拠点：ア）ターミナル
イ）谷上駅前カフェ
ウ）栄駅前カフェ
エ）楽農カフェ
※現在ご協力いただいている拠点であり、新たに拠点を追加することも可能です。

5. 事業期間・事業内容

期間：協定書締結日から令和12年３月31日まで（５ヶ年）

※ただし、協定期間終了前に、市と事業者との間で、最大５年（令和17年３月31日まで）を上限とし、協定期間終了後の事業継続について協議ができることとします。

【事業期間・事業内容に関する注意】

（１）湖面利用事業

- ・水上アクティビティ体験が実施可能な期間は毎年４月１日から１１月３０日までです。
- ※ただし、令和７年度については１１月にダム工事を予定しており、１０月以降、ダム管理者により随時水位を下げていく予定です。

- ・令和7年度は最低4日間、令和8年度以降は、各年度において最低20日間は実施してください。
- ・つくはら湖は年間の水位変動が大きく、利用できる時期に限りがあります。
- ・使用可能な水上アクティビティアイテムは、水上自転車、SUP（メガSUP含む）、カヤック（カヌー含む）、スワンボート、手漕ぎボートです。
※全てのアイテムを使用する必要はありません。
- ・潜水・飛び込み等の参加者が水の中に入ることを前提とすること、エンジンを搭載している船舶等を用いること、魚釣り・掴み取り等の漁獲に相当することはできません。
※救命用ボートについては、オイル漏れのリスクがない電動船外機（エレキモーター）付き船舶を使用することができます。
- ・参加者への救命胴衣の着用の義務づけ、ライフセーバ等の監視員の配置、AED・救命道具の準備など、実施に当たっては万全な体制を維持してください。
- ・ダム管理者（農林水産省）により工事等が実施される期間は使用不可となる場合があります。
- ・つくはら湖は農業用水・飲料用水に使用されるダム湖であるため、水質悪化等が見受けられた場合は、事業を中止または延期いただく場合があります。
- ・ゴミは参加者自身で持ち帰ることを徹底する、もしくは事業者にて持ち帰るように徹底してください。

（2）シェアサイクル事業

- ・令和7年度は、最低でも秋（9月中旬から11月末日まで）の土曜・日曜・祝日は実施してください。
- ・令和8年度以降は、各年度において最低でも春（3月下旬から5月末日まで）と秋（9月中旬から11月末日まで）の土曜・日曜・祝日は実施してください。
- ・現状の予約システムと同水準程度の利便性を維持してください。

6. 借地料等（概算費用）

事業者は各年度ごとに以下の費用を市に納めてください。

- ①土地賃借料（ターミナル敷地）……………概算費用 25万円／年
- ②建物賃借料（ターミナル）……………概算費用 142万円／年
- ③備品賃借料（市所有の自転車）……………概算費用 30万円／年
- ④土地使用料（つくはらキャビン敷地）…概算単価 95円／100㎡・日

※ターミナル（駐車場敷地含む）については、協定期間終了までの賃貸借契約を締結していただきます。

※①～③について、令和7年度分は年額の2／3（8ヶ月分）程度を納めていただく見込みです。賃貸借契約後、本市の指示に従い、速やかに納めてください。

※④については、つくはらキャビン敷地を使用する場合にのみ発生します。使用面積及び日数に単価を乗じた額を納めてください。

7. 料金設定

(1) 湖面利用事業

条件なし

※条件に定めはありませんが、利用者が利用しやすい料金設定を提案してください。提案いただいた料金設定について本市と協議のうえ決定します。

(2) シェアサイクル事業

以下の料金を参考に、利用者が利用しやすい料金設定を提案してください。

提案いただいた料金設定について本市と協議のうえ決定します。

※事業開始後の料金変更については、本市と協議してください。

車種	適正身長	料金（円）	台数
クロスバイク（M）	155～170cm	1500	55
クロスバイク（S）	135～150cm		9
クロスバイク	136～154cm		8
クロスバイク	129～145cm		8
電動自転車	145cm～	2000	5
子供用自転車	125cm～	500	5
子供用自転車	100cm～	500	1
子供用自転車	111～134cm	500	5
サイクルトレーラー		1000	2
			98

8. 現地説明会

下記の日時にて現地説明会を実施いたします。参加を希望される場合は、令和7年5月27日（火）17:00までに「13. 現地説明会申込・書類提出先」に記載のe-mailアドレス宛までお申込みください。その際、件名に「【現地説明会申込】湖面利用事業及びシェアサイクル事業」と記入し、個人・法人名及び代表者名、現地説明会参加人数をご連絡ください。

日時：令和7年5月30日（金）10:00～12:00（予定）

9. プレゼンテーション審査

書類審査と併せて、下記の日時・場所にてプレゼンテーション審査を実施します。

応募のあった事業者には、詳細を改めてご連絡します。

日時：令和7年6月20日（金）10:00～12:00（予定）

場所：神戸市役所内（予定）

内容：事業者による企画提案プレゼンテーション（10分程度、質疑応答は別途）

その他：投影用ディスプレイ及び操作用PCは、事前に本市にて用意したものを使用することとします。

10. 応募提出書類

応募を希望する事業者は令和7年6月13日(金)17:00までに以下の書類を「13. 現地説明会申込・書類提出先」に記載のe-mailアドレス宛にご提出ください。その際、件名に「【応募書類】湖面利用事業及びシェアサイクル事業」と記入して下さい。書類審査及びプレゼンテーション審査の結果を踏まえ、選定事業者を決定します。

【必要書類】

提出書類	備考
プロポーザル参加申込書【様式1】	押印不要
事業計画書【様式2】	必要に応じて補足資料を添付してください。
収支計算書 ※任意様式	応募時に5ヶ年分の収支計算が分かる書類を提出してください。 必要に応じて補足資料を添付してください。
次のいずれかの書類 (1) (個人の場合) 身分を証明するもののいずれかの書類 (2) (法人の場合) 定款又は法人の登記事項証明書 (3) (任意団体の場合) 団体規約、団体名簿、又はそれらに相当するもの	個人の場合の身分を証明するものの例は、具体的には次のようなもののスキャンや写真のデータを指します。 【身分証明書の具体例】 (1) 運転免許証(表裏両面) (2) マイナンバーカード(表面のみ) (3) パスポート
その他市長が必要と認める書類	必要に応じて提出を求めたもの

※選定に係る審査は、主に提出された事業計画書、収支計算書及びプレゼンテーション審査内容をもとに行います。書類作成の際は、別紙④「衝原湖の湖面を利用した水上アクティビティ体験事業及び神出山田自転車道シェアサイクル事業審査基準」をご確認の上、作成してください。

※メールに添付するファイル容量は、計10MB以内として下さい。10MBを超える場合は大容量ファイル交換サービスの使用や写真の画質を落とすなどのデータの圧縮や、何通かのメールに分けて送信するなどのご対応をお願い致します。

11. スケジュール

- | | |
|-----------------|-------------------|
| (1) 募集開始 | 令和7年5月21日(水) |
| (2) 現地説明会参加期限 | 令和7年5月27日(火)17時まで |
| (3) 現地説明会 | 令和7年5月30日(金) 予定 |
| (4) 応募書類提出期限 | 令和7年6月13日(金)17時まで |
| (5) プレゼンテーション審査 | 令和7年6月20日(金) 予定 |
| (6) 事業者決定 | 令和7年6月下旬(予定) |
| (7) 協定書締結 | 令和7年7月上旬(予定) |

12. その他特記事項

○ 広報・アンケートへのご協力

本事業について、神戸市ホームページやSNS、記者資料提供等で公表することがあります。必要に応じて、事業の写真や資料のご提供・ご確認等のご協力をお願いいたします。

また、選定された事業者を対象に、本事業の効果や手続きに関するアンケートの回答を依頼する場合がありますので、ご協力をお願いいたします。

○ 職員によるヒアリング

本事業の実施中、事業の遂行状況の確認のために本市から事業者に対して状況報告を求めることがあります。

○ 補助金申請

選定された事業者については、別で定める「衝原湖の湖面を利用した水上アクティビティ体験事業及び神出山田自転車道シェアサイクル事業支援補助金交付要綱」に基づき最大5年まで補助金を受けることができます。詳細は別紙③「湖面利用事業及びシェアサイクル事業補助制度の手引き」をご確認ください。希望される場合は、事業者決定後、速やかに補助金交付申請書をご提出ください。

13. 現地説明会申込先・書類提出先

神戸市経済観光局観光企画課 下手・伊藤

【所在地】〒651-0087 神戸市中央区御幸通6-1-12 三宮ビル東館9階

【電話番号】078-984-0361【FAX番号】078-984-0360

【Eメール】kobe_tourism_03@city.kobe.lg.jp

14. 問い合わせ先

(1) 湖面利用事業に関すること

神戸市経済観光局観光企画課 下手・伊藤

【所在地】〒651-0087 神戸市中央区御幸通6-1-12 三宮ビル東館9階

【電話番号】078-984-0361【FAX番号】078-984-0360

【Eメール】kobe_tourism_03@city.kobe.lg.jp

(2) シェアサイクル事業に関すること

神戸市建設局駅前魅力創造課 大城・武村

【所在地】〒650-8570 神戸市中央区加納町6-5-1 神戸市役所4号館7階

【電話番号】078-322-6871【FAX番号】078-322-3454

【Eメール】jitensha-rikatsuyou@city.kobe.lg.jp

様式1

衝原湖の湖面を利用した水上アクティビティ体験事業
及び神出山田自転車道シェアサイクル事業 プロポーザル参加申込書

年 月 日

神戸市長宛

みだしの事業について、プロポーザルに参加を申し込みます。

記

氏名・ 法人名 (代表申請者)	※法人の場合は、法人名称、代表者の役職及び氏名を記載
住所・ 所在地	〒 -
連絡先	(電話番号) ----- (E-Mail)
事業の名称	※市のプレス資料やホームページにこの名称が公表されます(採択時のみ)。
事業目的・内容	事業計画書のとおり
添付書類 (確認用 □に✓を入れること)	☐ 事業計画書(様式2) ☐ 収支計算書(任意様式) ※当該事業にかかる5ヶ年分の収支計算 ☐ (個人の場合)身分を証明するもの ※マイナンバーの記載のあるものは除く ☐ (法人の場合)定款又は法人の登記事項証明書 ☐ (任意団体の場合)団体規約、団体名簿、またはそれらに相当するもの
不該当の確認 (該当がなければ、□に✓を入れること)	私は下記の項目に該当していません。 ☐ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(以下、「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団 ☐ 法第2条第6号に規定する暴力団員 ☐ 上記に該当する暴力団または暴力団員と密接な関係のある個人または法人

様式2

衝原湖の湖面を利用した水上アクティビティ体験事業
及び神出山田自転車道シェアサイクル事業 事業計画書

以下の留意事項を確認の上、各設問について記入してください。

○必要に応じて「別紙のとおり」と記載の上、補足資料等を添付してください。

○別紙④「審査基準」を参考にしながら作成してください。

1. 企画内容について、具体的に記入してください。

【提案能力①】

2. 広報や集客を行う上での工夫について、具体的に記入してください。

【提案能力②】

3. 実施箇所ならではの工夫やアイデアについて、具体的に記入してください。

【提案能力③】

4. 本事業を持続的に運営していくための取組について、採算面等も含め具体的に記入してください。

【提案能力④】

5. 本事業に類似する過去の事業実績について、具体的に記入ください。

【遂行能力①】

※本湖面利用事業に類似する水上アクティビティ体験の事業実績については必須です。

6. 申請事業の実施計画について、具体的に記入してください。

【遂行能力②】

時 期	場 所	内 容

7. 申請事業の実行体制(連携する関係者・関係団体)について、具体的に記入してください。【遂行能力③】

氏名・団体名	役割	申請時点での連携状況

8. 地域等との連携案について、具体的に提案してください。(イベント連携等)【地域性①】

--

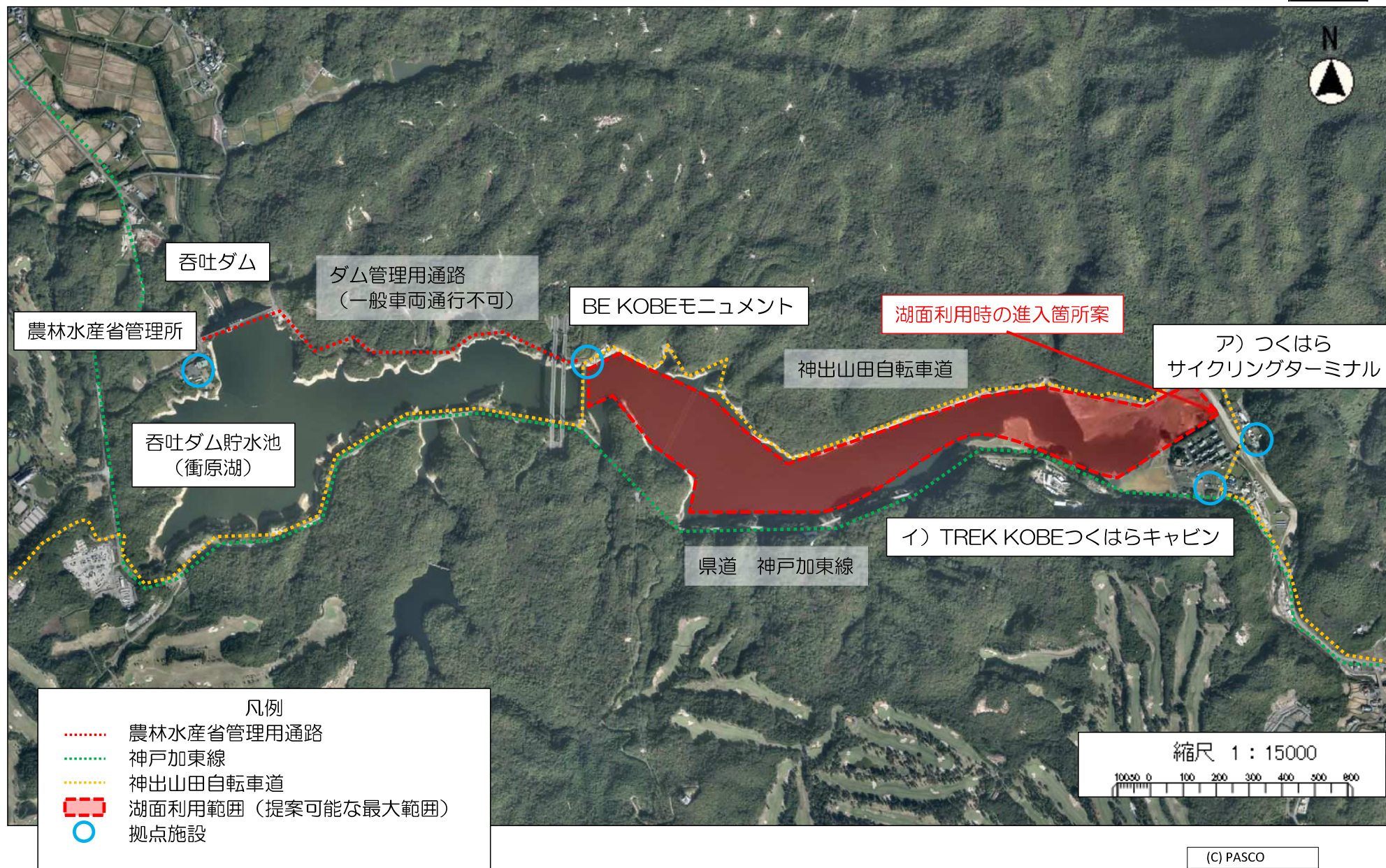
9. 地域資源の活用など、周辺地域の活性化や観光誘客の観点での取組案について、具体的に提案してください。【地域性②】

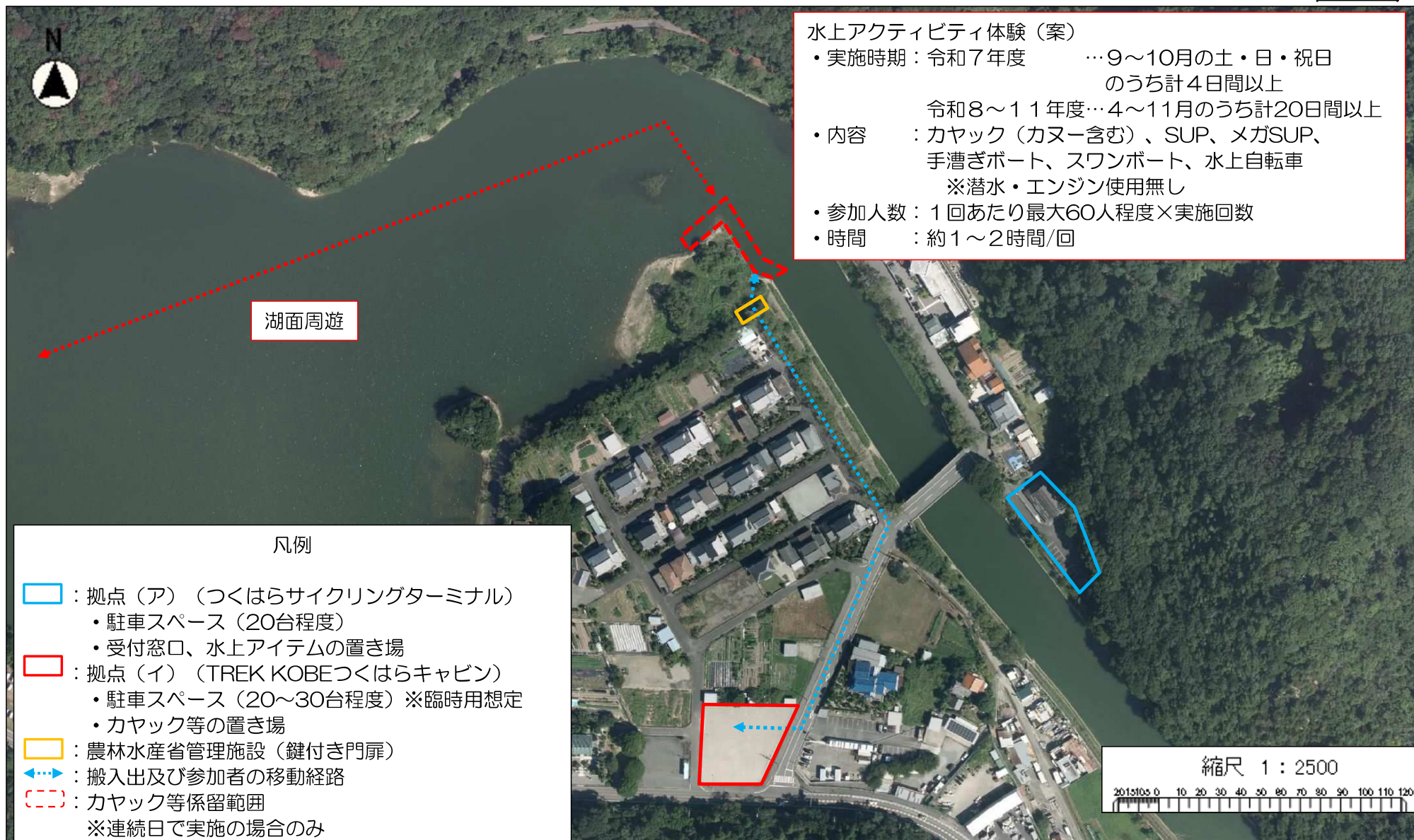
--

10. その他、特記すべき事項があれば、具体的に記入してください。

--

※必要に応じて補足資料を添付してください。







湖面利用事業及び自転車道事業 補助制度の手引き

1. 補助目的

豊かな自然に恵まれた北区衝原湖周辺の活性化や観光誘客を図ることを目的に、周辺の魅力を伝えながら持続的なアクティビティ体験事業を実施する事業者に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものです。

2. 補助対象事業

次の要件をすべて満たす事業が、補助金の交付申請ができる事業です。

- (1) 衝原湖の湖面を利用した水上アクティビティ体験事業(カヌー等)

※各年度において最低 20 日間は実施してください。(令和7年度は最低4日間)

- (2) 神出山田自転車道周辺に設置する複数の貸し出し・返却拠点により自転車を貸し出し、返却を受け付ける事業

※各年度において最低でも春(3月下旬から5月末日まで)と秋(9月中旬から11月末日まで)の土曜・日曜・祝日は実施してください。(令和7年度は除く)

【補助対象事業に関する注意】

以下のいずれかに該当する事業は対象外となります。

- ・地域の相互理解・信頼が得られない事業
- ・宗教的活動又は政治的活動
- ・公序良俗に反するなど補助対象として適当でない事業
- ・法令等に違反または違反する恐れのある事業
- ・上記の他市長が適当でないと認める事業

3. 補助率及び補助上限金額

- ・令和7年度…上限550万円(対象経費の1/2)

【内訳】

- ・「5. 補助対象経費」に掲げる「備品費」 上限400万円(経費の全額が対象)
- ・運用経費(人件費等) 上限150万円(対象経費の1/2)
- ・令和8、9年度…運用経費(人件費等) 各年度、上限350万円(対象経費の1/2)
- ・令和10、11年度…運用経費(人件費等) 各年度、上限300万円(対象経費の1/2)

※各年度の申請内容審査、予算成立が条件のため、2年目以降の補助金交付を約束するものではありません。

※補助金の交付申請及び交付決定は年度ごとに行います。

※備品費として取得した財産(上限400万円)については、協定期間を経過するか市が承認した場合以外は譲渡・交換・貸付・担保にすることはできません。

※事業者の事情により協定期間中に事業を終了することとなった場合や財産を処分した場合は、備品費として補助した金額(上限400万円)や財産処分により出た利益について、補助金交付要綱に基づき相当額を市に納付していただきます。

【補助額に関する注意】

- ・予算の範囲内において交付額を減額または交付しない場合があります。
- ・申請内容を精査し、申請額から減額して交付する場合があります。

※なお、令和12年度以降の事業継続にかかる補助上限額・補助率については、協定期間中の運用実績を勘案し、見直しを行います。

4. 補助対象期間

各年度の4月1日～3月31日まで ※令和7年度は協定締結日以降～3月31日まで

5. 補助対象経費

次表の経費が補助の対象となります。

項目	対象範囲	支出証明となるもの
人件費	直接人件費のうち給与手当、賞与、通勤交通費のみ	出務者の年間の出勤日数・単価が分かるもの
消耗品費	1品5万円未満又は、耐用年数1年未満の事務用品等消耗品代	領収書等(複数の物品をまとめて購入した場合、レシート等内訳が分かる明細書を添付すること)
光熱水費	当該事業のみの使用が証明できる場合に限る	支払い方等を含め、要協議
燃料費	当該事業に使用する自動車、機械などに利用するガソリン、軽油などに係る費用	領収書等
使用料・賃借料	ターミナル(駐車場敷地含む)の賃借料、自転車等備品の賃借料、つくはらキャビンの敷地使用料、運搬車両等賃借料	(1)賃貸借契約書等 (2)領収書等(賃借料等の内容が分かる請求書等を添付)
保険料	事業に要する保険料、催事保険料	(1)領収書等 (2)保険の内容、単価、人数が分かるもの
報償費	事業に必要なガイド等への謝金、謝礼に相当する粗品代等	(1)当該謝礼等を受け取る者の氏名、受け取った日付、受け取った金額が分かる領収書 (2)ガイド等の出務スケジュール及び内容が分かる資料
旅費	事業に必要なガイド等の派遣に対する旅費(必要最低限に限る)(公共交通機関の利用及び宿泊(上限10,000円/1日))にかかる実費のみ対象。タクシー代や航空・列車運賃の特別料金は対象外。)	(1)当該旅費等を受け取る者の氏名、受け取った日付が分かる領収書 (2)旅費の算定根拠が分かるもの
印刷製本費	文書、図面、パンフレット等の印刷代	(1)領収書等 (2)印刷した印刷物の単価と枚数が分かる資料
広報費	チラシ、HP制作・維持管理費、新聞折り込み広告料など	(1)広告料については、掲載された広告を含む掲載ページのデータ (2)領収書等
通信費・運搬費	切手代、郵送・運搬料金等	領収書等 (複数の物品をまとめて購入した場合、レシート等内訳が分かる明細書を添付すること)

修繕費	自転車修理費(附属品の購入含む)	修理内容が記載された領収書等
雑役務費	短期・臨時のアルバイト代、有償ボランティアの謝礼 1人8,000円/日まで (ただし、補助対象団体の構成員に対するアルバイト代は対象外)	当該謝礼等を受け取る者の氏名、受け取った日付、役務内容・受け取った金額が分かる領収書
原材料費	体験の付加価値を上げるための試作品開発等に伴う最低限の原材料にかかる経費のみ	物品名・明細が分かる領収書等 (複数の物品をまとめて購入した場合、レシート等内訳が分かる明細書を添付すること)
委託費	当該事業にかかる警備・インストラクター代等	委託契約書・請求書等
その他	その他市長が特に必要と認めるもの	必要に応じて市が提出を求めたもの

なお、以下の経費については、初年度のみ導入時の初期費用として経費に組みこめます。
(対象経費の全額 上限400万円)

項目	対象範囲	支出証明となるもの
備品費	カヌー等の水上アクティビティアイテム(ライフジャケット・パドル含む)、自転車	領収書等(複数の物品をまとめて購入した場合、レシート等内訳が分かる明細書を添付すること)
その他	その他市長が特に必要と認めるもの	必要に応じて市が提出を求めたもの

※次の経費は補助の対象外となります。

- (1) 領収書等の支払い根拠資料がない経費
- (2) 補助対象期間外に支出した経費
- (3) 法人・団体等の日常的な運営に要する経費
- (4) 補助対象団体の構成員に対する飲食に係る経費、交際費、接待費、出張費

- ・事業者は、事業に係る物品の購入、業務の委託、その他請負契約を行う場合には、原則として市内の事業者(地元企業)を対象としてください。なお、市外事業者へ発注をする場合は、業者選定理由書を提出してください(契約金額10万円以上の場合)。
- ・本市に提出した、収支関係書類、帳簿等については、常に整備しておき、事業が完了した年度又は廃止した年度の翌年度から起算して5年間は保存してください。

6. 申請から補助金交付までの手続き

① 補助金の交付申請

以下の書類を、補助事業を実施しようとする年度の4月10日までに「8. 問い合わせ先」まで、持参、郵送もしくはe-mailで提出してください。令和7年度については、事業者として選定後、速やかに提出してください。

提出書類	様式 (注)	備考
補助金交付申請書	第1号	押印不要
事業計画書	任意	当該年度分のみで結構です。 実施計画、スケジュール、実施日、実施日数については必ず記入してください。
収支予算書	任意	当該年度分のみで結構です。 当該事業にかかる収支の総額・内訳を記載してください。
補助対象経費明細書 ※参考様式あり	任意	当該年度分のみで結構です。 補助対象費目ごとに合わせた金額・項目・数量・内訳を記載してください。
次のいずれかの書類 (1) (個人の場合) 身分を証明するものの いずれかの書類 (2) (法人の場合) 定款又は法人の登記 事項証明書 (3) (任意団体の場合) 団体規約、団体 名簿、またはそれらに相当するもの	任意	個人の場合の身分を証明するものの例は、具体的には次のようなもののスキャンや写真のデータを指します。 【身分証明書の具体例】 (1) 運転免許証(表裏両面) (2) マイナンバーカード(表面のみ) (3) パスポート

注) 様式の第1号は、神戸市ホームページでWordファイルのデータをダウンロードの上、書類を作成してください。

② 補助金交付決定

①で受理した申請について審査を行い、採択の場合は交付決定通知書、不採択の場合は不交付決定通知書を送付いたします。

なお、採択された各事業の申請額の総額が当該年度の予算を超過する場合、補助金額を申請額から減額することがあります。

申請した事業が採択された場合についても、以下の点にご留意ください。

- (1) 申請事業の内容などにより、補助対象額の査定・精査を行った上で、補助金額を申請額から減額する場合があります。
- (2) 補助金交付決定通知書に交付の条件を記載することがあります。
- (3) 補助金交付決定の内容や交付の条件に不服がある場合は、通知を受けた日から起算して20日以内の期間で申請を取り下げることができます。申請を取り下げる場合は、申請取下げの申出書をご提出ください。なお、申出書の様式は任意ですが、氏名・住所・連絡先・補助事業の名称・補助金交付決定番号・取下げ理由を記載してください。
- (4) 提出いただいた実績報告書に、不備や書類の不足がある場合、実績報告書を受け付けることができず、補助金を交付できない場合があります。

③ 事業内容を変更するとき

次の場合には、事業の変更手続きが必要となります。

(1) 補助対象事業の内容・計画を変更するとき

(2) 補助対象事業に要する経費の配分を変更するとき

本市で審査を行い、承認することが適当と認めたときは、その旨を補助金交付決定変更通知書により、交付対象者に通知します。

ただし、いずれの場合も軽微な変更(変更しても事業に実質的影響がないもの)であれば、手続きは不要ですので、「8. 問い合わせ先」までご相談ください。

変更手続きにあたっては、次の書類を提出してください。

提出書類	様式 (注)	備考
補助金交付決定内容変更承認申請書	第2号	押印不要
事業計画書	任意	補助金交付申請時の書類から変更した点を明示してください。
収支予算書	任意	
補助対象経費明細書 ※参考様式あり	任意	
その他市長が必要と認める書類	—	必要に応じて事務局が提出を求めたもの

注) 様式の第2号は、神戸市ホームページでWordファイルのデータをダウンロードの上、書類を作成してください。

④ 事業内容中止・廃止するとき

補助対象事業を中止(一時中断)又は廃止する場合は、次の書類を速やかに提出してください。ただし、補助金の請求を行わない場合は、様式第3号のみの提出のみで結構です。

提出書類	様式 (注)	備考
補助事業中止(廃止)承認申請書及び	第3号	押印不要
事業の実施状況がわかる書類	任意	実施状況の様子が分かるもの、事業に付随して作成した広報用成果物等
収支状況報告書又は これに代わる書類	任意	
支出を証する書類の写し	任意	(1) 原則として5. 補助対象経費の表の「支出証明となるもの【例示】」で示した領収書等の写し等をご提出ください。 (2) 各領収書及び請求書がどの経費に対するものであるかを明示してください。 (3) スキャンデータでの提出が原則ですが、画像が鮮明であれば写真データでも構いません。
その他市長が必要と認める書類	—	必要に応じて事務局が提出を求めたもの

注)様式の第3号は、神戸市ホームページでWordファイルのデータをダウンロードの上、書類を作成してください。

⑤ 実績報告（補助金額の確定）

以下の書類を、当該年度終了後速やかに提出してください。

報告内容について本市で審査の上、補助金の交付額を確定し、交付対象者に補助金額確定通知書を通知します。

なお、確定した補助金の交付額が交付決定額と同額の場合は、通知書を発出せず、本市から交付対象者に補助金額が確定した旨の連絡を行います。

提出書類	様式 (注)	備考
補助事業実績報告書	第4号	押印不要
事業内容報告書	任意	実施内容、実施日、実施日数、参加人数については必ず記載してください。 地域活性化・観光誘客への取組内容、持続可能性・波及効果の検証等について記載してください。 必要に応じて写真を添付してください。
収支決算書	任意	当該事業にかかる収支の総額・内訳を記載してください。
補助対象経費明細書 ※参考様式あり	任意	当該年度分のみで結構です。 補助対象費目ごとに合わせた金額・項目・数量・内訳を記載してください。
支出を証する書類の写し (領収書、購入物品の写真など)	任意	(1) 原則として5. 補助対象経費の表の「支出証明となるもの【例示】」で示した領収書等の写し等をご提出ください。 (2) 各領収書がどの経費に対するものであるかを明示してください。 (3) スキャンデータでの提出が原則ですが、画像が鮮明であれば写真データでも構いません。
次年度以降の事業計画書	任意	
神戸市が広報のために 使用可能な写真	—	本市HP、SNS、記者資料提供等で使用することがあります。
その他市長が必要と認める書類	—	必要に応じて事務局が提出を求めたもの

注) 様式の第4号は、神戸市ホームページでWordファイルのデータをダウンロードの上、書類を作成してください。

7. その他注意事項

○ 不正や違反等による補助金交付決定の取消し

次の場合に、本市が補助金交付決定の全部又は一部を取り消すことがあります。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金等の交付を受けようとし、又は受けたとき。
- (2) 補助金等を他の用途に使用したとき。
- (3) 公社の求めに対して補助金の状況報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
- (4) 補助金の交付決定内容及び交付の条件に違反したとき。
- (5) 補助対象者等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員であることが判明したとき。

補助金の返還が必要な場合は、追って本市より納入通知書をお送りしますので、納入通知書記載の納期限までに返還額を納入してください。なお、上記の取消しに関しては、神戸市補助金等の交付に関する規則第21条に基づき加算金の納入も併せて必要となります。

6. 問い合わせ先

(1) 湖面利用事業

神戸市経済観光局観光企画課 下手・伊藤

【所在地】〒651-0087 神戸市中央区御幸通6-1-12 三宮ビル東館9階

【電話番号】078-984-0361【FAX番号】078-984-0360

【Eメール】kobe_tourism_03@city.kobe.lg.jp

(2) シェアサイクル事業

神戸市建設局駅前魅力創造課 大城・武村

【所在地】〒650-8570 神戸市中央区加納町6-5-1 神戸市役所4号館7階

【電話番号】078-322-6871【FAX番号】078-322-3454

【Eメール】jitensha-rikatsuyou@city.kobe.lg.jp

※補助金の交付申請に当たっては、令和7年度分は(1)まで、令和8年度以降は(2)までご提出ください。

衝原湖の湖面を利用した水上アクティビティ体験事業及び神出山田自転車道シェアサイクル事業審査基準

別紙④

評価項目		評価基準	配点		
			①湖面利用事業	②シェアサイクル事業	合計
提案能力	企画内容	事業の目的や内容の理解度は高いか。 事業の内容を的確に捉え、具体的かつ効果が高い内容を提案しているか。	15点	15点	30点
	広報・集客力	提案内容を広報する能力が高く、参加者を多く集めることができるか。	10点	10点	20点
	独創性	実施箇所ならではの工夫やアイデアが提案内容に盛り込まれているか。	10点	10点	20点
	採算性	事業の長期的な継続可能性を見込んだ採算性のある内容か。	10点	10点	20点
遂行能力	事業実績	過去に類似する事業の実績があるか。	15点	5点	20点
	実施計画	事業スケジュールや実施日数は、具体的かつ無理がない内容か。	5点	5点	10点
	実施体制の確保	専門的な知見や知識を有しているか。	10点	5点	30点
		本事業を安全に遂行するための十分な人員と管理体制が確保できているか。	10点	5点	
地域性	地域貢献	地域等との連携について工夫やアイデアがあるか。	5点	5点	10点
	地域活性化・観光誘客	地域資源を活用するなど、地域活性化や観光誘客につながる取組になっているか。	10点	10点	20点
	所在地	提案者は神戸市に本店や支店等を設けているか。 (地元事業者…20点、準地元事業者…10点)			20点
合計					200点

※地元事業者 …本社が神戸市内にある企業

※準地元事業者…本社は神戸市内にないが、法人市民税の課税対象となる支店・営業所等を神戸市内に有する企業

※獲得点数が満点の60%未満の事業については採択いたしません。